

定例教育委員会議案等の概要

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
報告 1	1 件 名 令和 7 年度IBARAKI ドリーム・パス戦略チームの決定について 2 提案理由等（議案提出に至った背景等） 今年度のプレゼンテーション大会に出場することが決定した各チームの企画概要等について説明するもの 3 内 容 （1）戦略チーム16チームの企画概要 （2）選考過程 7 / 31 募集締め切り（857件の応募） 8 / 6 一次書類選考により66件を選出 8 / 22 二次書類選考により32件を選出 9 / 6 最終選考（オンライン面接）により16件を選出 （3）プレゼンテーション大会 1 月22日（木）県庁講堂で開催 4 提 案 課 総務企画部生涯学習課	資料 番号 ①

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
報告 2	1 件 名 令和 7 年度「いばらき教育の日・教育月間」シンポジウムについて 2 提案理由等（議案提出に至った背景等） 今年度の「いばらき教育の日・教育月間」シンポジウムについて報告するもの 3 内 容 （1）目的 県民の教育に対する関心と理解を深めるため、シンポジウムを開催 （2）日時 11月15日（土）13:30開会 （3）内容 ①基調講演 講師 佐藤 雅彦 氏 （東京藝術大学大学院名誉教授） ②パネルディスカッション 4 提 案 課 総務企画部生涯学習課	資料 番号 ②

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考														
報告 3	1 件 名 次世代グローバルリーダー育成事業（NGGL）の取組について 2 提案理由等（議案提出に至った背景等） 令和7年7月24日から31日までに開催された、ワールド・スカラーズ・カップ世界大会（ソウルグローバルラウンド）の結果及び研修会の状況等について報告するもの 3 内 容 ○ ワールド・スカラーズ・カップ世界大会（ソウル） 16名が世界決勝大会（アメリカ・イエール大学）への出場権を獲得（過去最多） 水戸一高2名、水戸一高附中1名、日立一高1名、土浦一高1名、土浦一高附中2名、勝田中等1名、並木中等3名、茗溪学園中高3名、S高校 1名、つくば市立学園の森義務教育学校1名 <過去の出場権獲得者数> <table><tr><td>年</td><td>2019</td><td>2020</td><td>2021</td><td>2022</td><td>2023</td><td>2024</td></tr><tr><td>人</td><td>5</td><td>中止</td><td>中止</td><td>4</td><td>6</td><td>3</td></tr></table> ○ 夏季集中研修（イングリッシュ・キャンプ）の実施 ・ ザ・ヒロサワ・シティ会館、ホテルレイクビュー水戸にて実施 ・ 模擬国連演習、海外留学生との交流、パーティー講座、探究力育成講座、マッセイ大学（ニュージーランド）教授による講義 4 提 案 課 学校教育部義務教育課	年	2019	2020	2021	2022	2023	2024	人	5	中止	中止	4	6	3	資料 番号 ③
年	2019	2020	2021	2022	2023	2024										
人	5	中止	中止	4	6	3										

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
報告 4	1 件 名 プログラミング・エキスパート育成事業について 2 提案理由等（議案提出に至った背景等） プログラミング・エキスパート育成事業の実施状況について説明するもの 3 内 容 プログラミング・エキスパート育成事業の実施状況 4 提 案 課 学校教育部高校教育課	資料 番号 ④

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
報告 5	1 件 名 運動部活動の地域移行に関する県内の現状について 2 提案理由等（議案提出に至った背景等） 本県の運動部活動の地域移行について、現状と今後の取組み等を報告するもの 3 内 容 - 運動部活動の地域移行に関する本県の取組現状（実証事業など各市町村の取組等） - 連絡協議会やシンポジウムの開催 - 来年度以降の取組予定 4 提 案 課 学校教育部保健体育課	資料 番号 ⑤

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第28号議案	1 件 名 茨城県近代美術館管理規則等の一部を改正する規則について 2 提案理由等（議案提出に至った背景等） 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第101号。以下「育児休業法」という。）の一部改正により条項ずれが生じたことに伴い、所要の改正を行うもの 3 内 容 （1）改正しようとする訓令 ア 茨城県近代美術館管理規則（昭和63年教育委員会規則第6号） イ ミュージアムパーク茨城県自然博物館管理規則（平成6年教育委員会規則第6号） ウ 茨城県陶芸美術館管理規則（平成11年教育委員会規則第15号） （2）改正の内容 引用する条項の整理 （育児休業法第9条第3項 ⇒ 同条第6項） （3）施行日 令和7年10月1日 4 提 案 課 総務企画部総務課	資料 番号 ⑥

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第29号議案	1 件 名 茨城県教育委員会教育長事務委任規程及び茨城県教育庁等事務専決規程の一部を改正する訓令について 2 提案理由等（議案提出に至った背景等） 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第101号。以下「育児休業法」という。）の一部改正により条項ずれが生じたことに伴い、所要の改正を行うもの 3 内 容 （1）改正しようとする訓令 ア 茨城県教育委員会教育長事務委任規程（昭和40年教育委員会訓令第7号） イ 茨城県教育庁等事務専決規程（昭和40年教育委員会訓令第8号） （2）改正の内容 引用する条項の整理 （育児休業法第9条第3項 ⇒ 同条第6項） （3）施行日 令和7年10月1日 4 提 案 課 総務企画部総務課	資料 番号 ⑦

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第30号議案	1 件 名 茨城県県立中等教育学校学則及び茨城県県立中学校学則の一部を改正する規則について 2 提案理由等（議案提出に至った背景等） 令和8年度以降の35人学級実施や令和3年度に設置した中等教育学校の学年進行による生徒定員の変更に伴い、所要の改正を行うもの 3 内 容 （1）改正する規則の名称 ・茨城県県立中等教育学校学則 ・茨城県県立中学校学則 （2）改正の内容 ア 令和8年度以降の県立中等教育学校（前期課程）・県立中学校の募集定員を1学級あたり35人に変更することに伴い生徒定員を改正 イ 令和3年度開校の勝田中等教育学校の学年進行に伴い生徒定員を改正（後期課程 240人→360人） （3）施行期日 令和8年4月1日 4 提 案 課 学校教育部高校教育課	資料 番号 ⑧

第 28 号議案

茨城県近代美術館管理規則等の一部を改正する規則

(茨城県近代美術館管理規則の一部改正)

第 1 条 茨城県近代美術館管理規則（昭和 63 年茨城県教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 副館長の専決事項の項第 5 号及び分館長の専決事項の項第 7 号中「第 9 条」を「第 19 条」に、「同条第 3 項」を「同条第 6 項」に改める。

(ミュージアムパーク茨城県自然博物館管理規則の一部改正)

第 2 条 ミュージアムパーク茨城県自然博物館管理規則（平成 6 年茨城県教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 副館長の専決事項の項第 5 号中「第 9 条」を「第 19 条」に、「同条第 3 項」を「同条第 6 項」に改める。

(茨城県陶芸美術館管理規則の一部改正)

第 3 条 茨城県陶芸美術館管理規則（平成 11 年茨城県教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 副館長の専決事項の項第 5 号中「第 9 条」を「第 19 条」に、「同条第 3 項」を「同条第 6 項」に改める。

付 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

令和 7 年 9 月 24 日提出

茨城県教育委員会教育長 柳橋 常喜

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）の一部改正に伴い、引用する条項を整理しようとするもの

茨城県近代美術館管理規則（昭和63年茨城県教育委員会規則第6号）新旧対照表

改正案	現行
別表2（第8条） 副館長及び分館長の専決事項 副館長の専決事項 1～4 （略） 5 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第<u>19</u>条第1項の規定による職員の部分休業の承認及び同条第<u>6</u>項において準用する育児休業法第6条第2項の規定による職員の部分休業の承認の取消し （略） 分館長の専決事項 1～6 （略） 7 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第<u>19</u>条第1項の規定による職員の部分休業の承認及び同条第<u>6</u>項において準用する育児休業法第6条第2項の規定による職員の部分休業の承認の取消し	別表2（第8条） 副館長及び分館長の専決事項 副館長の専決事項 1～4 （略） 5 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第<u>9</u>条第1項の規定による職員の部分休業の承認及び同条第<u>3</u>項において準用する育児休業法第6条第2項の規定による職員の部分休業の承認の取消し （略） 分館長の専決事項 1～6 （略） 7 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第<u>9</u>条第1項の規定による職員の部分休業の承認及び同条第<u>3</u>項において準用する育児休業法第6条第2項の規定による職員の部分休業の承認の取消し

ミュージアムパーク茨城県自然博物館管理規則（平成6年茨城県教育委員会規則第6号）新旧対照表

改正案	現行
別表2（第8条） 副館長の専決事項 1～4 （略） 5 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第<u>19</u>条第1項の規定による職員の部分休業の承認及び同条第<u>6</u>項において準用する育児休業法第6条第2項の規定による職員の部分休業の承認の取消し （略）	別表2（第8条） 副館長の専決事項 1～4 （略） 5 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第<u>9</u>条第1項の規定による職員の部分休業の承認及び同条第<u>3</u>項において準用する育児休業法第6条第2項の規定による職員の部分休業の承認の取消し （略）

茨城県陶芸美術館管理規則（平成11年茨城県教育委員会規則第15号）新旧対照表

改正案	現行
別表第2（第8条） 副館長の専決事項 1～4 （略） 5 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第<u>19</u>条第1項の規定による職員の部分休業の承認及び同条第<u>6</u>項において準用する育児休業法第6条第2項の規定による職員の部分休業の承認の取消し (略)	別表第2（第8条） 副館長の専決事項 1～4 （略） 5 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第<u>9</u>条第1項の規定による職員の部分休業の承認及び同条第<u>3</u>項において準用する育児休業法第6条第2項の規定による職員の部分休業の承認の取消し (略)

第 29 号議案

茨城県教育委員会教育長事務委任規程及び茨城県教育庁等事務専決規程の一部を改正する
訓令

(茨城県教育委員会教育長事務委任規程の一部改正)

第 1 条 茨城県教育委員会教育長事務委任規程（昭和 40 年茨城県教育委員会訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 4 項中「第 9 条」を「第 19 条」に、「同条第 3 項」を「同条第 6 項」に改める。

(茨城県教育庁等事務専決規程の一部改正)

第 2 条 茨城県教育庁等事務専決規程（昭和 40 年茨城県教育委員会訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 3 項中「同条第 3 項」を「同条第 6 項」に改める。

付 則

この訓令は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

令和 7 年 9 月 24 日提出

茨城県教育委員会教育長 柳橋 常喜

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）の一部改正に伴い、引用する条項を整理しようとするもの

茨城県県立中等教育学校学則及び茨城県県立中学校学則の一部を改正する規則

(茨城県県立中等教育学校学則の一部改正)

第 1 条 茨城県県立中等教育学校学則（平成19年茨城県教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

茨城県県立中等教育学校の名称，位置，後期課程に置く課程及び学科，生徒定員等

名 称	位 置	前期課程 ・後期課程 の別	課程（後 期課程）	学科（後 期課程）	生徒定員 （単位：人）		備 考
					学科（後 期課程）	計	
茨城県立 勝田中等 教育学校	ひたちなか 市足崎	前期課程				345	
		後期課程	全日制	普通科	360	360	単位制
茨城県立 並木中等 教育学校	つくば市並 木	前期課程				460	
		後期課程	全日制	普通科	480	480	単位制
茨城県立 古河中等 教育学校	古河市磯部	前期課程				345	
		後期課程	全日制	普通科	360	360	単位制

（注）学級定員は35人とする。ただし，令和 8 年度第 2 学年及び第 3 学年の学級定員は40人とする。

(茨城県県立中学校学則の一部改正)

第 2 条 茨城県県立中学校学則（平成23年茨城県教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

茨城県県立中学校の名称，位置及び生徒定員

名 称	位 置	生徒定員 （単位：人）	備 考
茨城県立日立第一高等学校 附属中学校	日立市若葉町三丁目	230	
茨城県立太田第一高等学校 附属中学校	常陸太田市栄町	115	

茨城県立水戸第一高等学校 附属中学校	水戸市三の丸3丁目	230	
茨城県立鉾田第一高等学校 附属中学校	鉾田市鉾田	115	
茨城県立鹿島高等学校附属 中学校	鹿嶋市城山二丁目	115	
茨城県立土浦第一高等学校 附属中学校	土浦市真鍋四丁目	230	
茨城県立竜ヶ崎第一高等学 校附属中学校	龍ヶ崎市平畑	115	
茨城県立下館第一高等学校 附属中学校	筑西市下中山	115	
茨城県立下妻第一高等学校 附属中学校	下妻市下妻	115	
茨城県立水海道第一高等学 校附属中学校	常総市水海道亀岡町	115	

(注) 学級定員は35人とする。ただし、令和8年度第2学年及び第3学年の学級定員は40人とする。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年9月24日提出

茨城県教育委員会教育長 柳橋 常喜

(提案理由)

令和8年度入学者から中等教育学校（前期課程）及び中学校の1学級定員40人を定員35人に変更すること並びに令和3年度に設置された中等教育学校の学年進行により生徒定員を変更することに伴い、所要の改正をしようとするものである。

茨城県県立中等教育学校学則 新旧対照表

改 正 案							現 行								
別表（第2条関係） 茨城県県立中等教育学校の名称，位置，後期課程に置く課程及び学科，生徒定員等							別表（第2条関係） 茨城県県立中等教育学校の名称，位置，後期課程に置く課程及び学科，生徒定員等								
名 称	位 置	前期課程 ・後期課程の別	課程(後 期課程)	学科(後 期課程)	生徒定員 (単位：人)		備 考	名 称	位 置	前期課程 ・後期課程の別	課程(後 期課程)	学科(後 期課程)	生徒定員 (単位：人)		備 考
					学科(後 期課程)	計							学科(後 期課程)	計	
茨城県立 勝田中等 教育学校	ひたち なか市 足崎	前期課程				345	<削除>	茨城県立 勝田中等 教育学校	ひたち なか市 足崎	前期課程				360	令和3年度入学者 から募集 開始
		後期課程	全日制	普通科	360	360	単位制			後期課程	全日制	普通科	240	240	単位制
茨城県立 並木中等 教育学校	つくば 市並木	前期課程				460		茨城県立 並木中等 教育学校	つくば 市並木	前期課程				480	
		後期課程	全日制	普通科	480	480	単位制			後期課程	全日制	普通科	480	480	単位制
茨城県立 古河中等 教育学校	古河市 磯部	前期課程				345		茨城県立 古河中等 教育学校	古河市 磯部	前期課程				360	
		後期課程	全日制	普通科	360	360	単位制			後期課程	全日制	普通科	360	360	単位制
(注) 学級定員は35人とする。ただし、令和8年度第2学年及び第3学年の学級定員は40人とする。															

茨城県県立中学校学則 新旧対照表

改 正 案				現 行			
別表（第2条関係） 茨城県県立中学校の名称，位置及び生徒定員				別表（第2条関係） 茨城県県立中学校の名称，位置及び生徒定員			
名 称	位 置	生徒定員 (単位:人)	備 考	名 称	位 置	生徒定員 (単位:人)	備 考
茨城県立日立第一高等学校附属中学校	日立市若葉町三丁目	230		茨城県立日立第一高等学校附属中学校	日立市若葉町三丁目	240	
茨城県立太田第一高等学校附属中学校	常陸太田市栄町	115		茨城県立太田第一高等学校附属中学校	常陸太田市栄町	120	
茨城県立水戸第一高等学校附属中学校	水戸市三の丸3丁目	230		茨城県立水戸第一高等学校附属中学校	水戸市三の丸3丁目	240	
茨城県立鉾田第一高等学校附属中学校	鉾田市鉾田	115		茨城県立鉾田第一高等学校附属中学校	鉾田市鉾田	120	
茨城県立鹿島高等学校附属中学校	鹿嶋市城山二丁目	115		茨城県立鹿島高等学校附属中学校	鹿嶋市城山二丁目	120	
茨城県立土浦第一高等学校附属中学校	土浦市真鍋四丁目	230		茨城県立土浦第一高等学校附属中学校	土浦市真鍋四丁目	240	
茨城県立竜ヶ崎第一高等学校附属中学校	龍ヶ崎市平畑	115		茨城県立竜ヶ崎第一高等学校附属中学校	龍ヶ崎市平畑	120	
茨城県立下館第一高等学校附属中学校	筑西市下中山	115		茨城県立下館第一高等学校附属中学校	筑西市下中山	120	
茨城県立下妻第一高等学校附属中学校	下妻市下妻	115		茨城県立下妻第一高等学校附属中学校	下妻市下妻	120	
茨城県立水海道第一高等学校附属中学校	常総市水海道亀岡町	115		茨城県立水海道第一高等学校附属中学校	常総市水海道亀岡町	120	
(注) 学級定員は35人とする。ただし，令和8年度第2学年及び第3学年の学級定員は40人とする。							

茨城県教育委員会教育長事務委任規程（昭和40年茨城県教育委員会訓令第7号）新旧対照表

改正案	現行
別表第1 教育事務所長等に対する共通委任事項 1～3 略 4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第<u>19</u>条第1項の規定による職員の部分休業の承認及び同条第<u>6</u>項において準用する育児休業法第5条第2項の規定による職員の部分休業の承認の取消し （略）	別表第1 教育事務所長等に対する共通委任事項 1～3 略 4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第<u>9</u>条第1項の規定による職員の部分休業の承認及び同条第<u>3</u>項において準用する育児休業法第5条第2項の規定による職員の部分休業の承認の取消し （略）

茨城県教育庁等事務専決規程（昭和40年茨城県教育委員会訓令第8号）新旧対照表

改正案	現行
別表第2 課長の共通的専決事項 1～2 略 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第1項の規定による職員の部分休業の承認及び同条第<u>6</u>項において準用する育児休業法第5条第2項の規定による職員の部分休業の承認の取消し （略）	別表第2 課長の共通的専決事項 1～2 略 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第1項の規定による職員の部分休業の承認及び同条第<u>3</u>項において準用する育児休業法第5条第2項の規定による職員の部分休業の承認の取消し （略）